論壇

一般社団法人を活用した自社株対策の論点整理

伊藤俊一
【本　郷】

1．従来の自社株対策

オーナー所有の自社株は、オーナーの相続発生時には当然相続財産に含まれる。そのため、オーナーの生前にいかに自社株を後継者等に移転させるか、または別の法人等が管理するかが自社株対策の最優先検討事項となる。

一般的に用いられている手法として持株会社を設立するものがある。これの問題点は、持株会社の継続的なモニタリングが必要であること（将来的に合併も視野に入れる必要がある）、後継者が決定していない場合、持株会社の出資者が決定しないことになり、事業承継に更なる混乱を招くという事態が想定されることである。

上述と同様に、主流の事業承継として、同族関係者以外の者が株主となること等、株式の分散も考えられてきた。代表的なものが従業員持株会・役員持株会（以下、「従業員等持株会」という）に事業承継させることである。オーナーから従業員等持株会に株式を売却する場合や、増資により従業員等持株会に株式を所有させる場合等がある。

これの問題点は、一つは従業員等持株会が最後まで経営に無関心である株主であることが保証されていないことである。これを勘案し、配当優先無議決権株式を設定することも考えられる。しかし、種類株式の設定は実務上、手続き上の煩雑さが、また評価については情報（平成19年3月9日）でしか公表されていないことから、その導入検討に慎重になる必要がある。

もう一つの深刻な問題として、近年、中小企業の従業員等持株会においては、持株会脱退者の株式の引き受け手が不在であることが挙げられる。従来型の従業員等持株会については、「実態のない持株会」としてその維持存続自体が困難になってきているのである。仮にその引き受け手がオーナー等の場合、相続税評価額原則評価で買い取ることになり、その購入資金返済のため役員報酬をさらに高額にしなければならない場面も出てくるであろう。また、会社が自己株式を取得すれば、譲渡者側に譲渡所得課税とみなし配当課税が生じてしまう。

2．一般社団法人による自社株対策

上述のような従来型の自社株対策では限界が顕在化している。そこで、その他の一手法として、一般社団法人に従業員等持株会のような機能を持たせられるかを考察していきたい。

社団法人は、法制上は「一般法人」と、公益認定を受けることによる「公益認定法人」の2類型に分類される。しかし課税類型上は下記の3類型に分類される。1階法人が非営利型事業を全く行っていない法人の場合であり、普通法人と同様、全所得課税になる。2階法人が「非営利徹底型」と「共益型」の混合型である場合であり、34業種の収益事業のみに課税される（収益事業課税）。そして3階法人がいわゆる公益認定法人であり収益事業課税になる。

一般社団法人の機関設計で最もシンプルなものは最高意思決定機関である社員総会と1人以上の理事をおくものである。設立時には社員が2人以上必要とされるが、そのうち1人が理事になればよいので最低2人で設立可能になる。ただし、機関設計により課税類型が限定されることに留意が必要である。上述の最低2人での設立では、税制上は全所得課税（1階法人）しか選択できない。なお、一般財団法人は、より機関設計が重厚になる。老舗企業などで将来長きにわたって、一般財団法人に株式を持たせることを承知しており、設立者の当初設立理念（定款の目的）を設立者の死後も存続させたい場合には、導入について考慮の余地は十分にある。

一般社団法人には活動資金が必要になる。この資金調達方法は種々あるが、出資制度なる概念が存在しないため、資金拠出を受けても、返済の必要な債務となるか、返済の不要な純資産になるかという相違しかない。また、一般社団法人に限って言えば、他の債務より返済の劣後する基金と呼ばれる、返済期限を特に定めない債務制度を利用することも可能である。

一般社団法人の活用における非常に重要な視点として、株式会社と異なり出資持分という概念がないことが挙げられる。オーナー不在の法人であることから、一般社団法人が所有する自社株はオーナーの相続財産に含まれない。

オーナーは自社株を一般社団法人に売却する。一般社団法人は自社株の配当収入等により株式購入資金を返済することになる。この配当金は一般社団法人の目的事業のために使用し、余剰資金を返済に充てることにする。また、税務上の取扱いについては、2階法人に該当すれば、34業種の収益事業に該当しないので法人税の申告及び納付は不要である。しかし源泉所得税も還付されない。1階法人に該当した場合、普通法人と同様の取り扱いになるため受取配当等の益金不算入の適用がある。源泉徴収所得税についても所得税額控除の適用がある。

一般社団法人の管理運営上、考慮すべき最も重要な点は「資金調達方法」と「運営方法」であると考えられる。まず自社株の購入資金及び活動資金の資金調達方法について検討しなければならない。方法として次の3つが考えられる。(1)出捐（寄付）として拠出する方法。この場合、1階法人を選択した場合、受贈益の法人税課税が生じる。したがって、この手法を選択する場面は2階法人に限定されるべきである。(2)基金として拠出する方法。この場合、拠出した基金は劣後債務となるため、基金拠出時には課税関係は生じないが、債権の券面額が将来の相続財産に含まれることになる。金額僅少でない限りとるべき方法ではないと考えられる。(3)借入金として拠出する方法。実務上は、本体会社と金銭消費貸借契約を締結し株式購入資金を借入することになると思われる。この場合、借入金利息については平均調達金利などを参考に適正金利を払う、また、元本については、ある時払いではなく通常の金融機関への返済と同様に定期的な返済が必要になると思われる。

一般社団法人の株式購入時の株式評価額はどのように判定すべきか。株式評価適用区分は原則として財産評価基本通達188に従えば良いと思われる。ここでの留意点は配当還元方式適用の妥当性の可否である。法人税法施行令第4条第6項のみなし規定及び「請求人が相続により取得した取引相場のない株式は、同族株主以外の株主等が取得した株式には該当しないことから、配当還元方式で評価することができないとして事例（法人税法施行令第4条第6項に該当するとした事例、平成23年9月28日裁決）に留意しなければならない。また、オーナーが一般社団法人に自社株を売却する場合には、譲渡者側の基準になるため、所得税基本通達59−6による株式評価額が適用される。

次に運営面の検討である。個別通達「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」の16（特別の利益を与えること）に列挙されているような事項に該当することがないよう運営していくことは必須であるといえよう。例えば、一般社団法人の代表理事を本体会社側の代表取締役にするなどの行為は極力慎むべきではないかと思われる。

運営面において、更に一般社団法人の確固たる独立性を確保したいのであれば、2階法人にすることも検討すべきである。この場合、財産評価基本通達5項及び6項、更に相続税法施行令第33条第3項の基準をクリアすることが必要になる。しかし、実務上そこまで運営面に万全を期すことはかなりの煩雑さが伴い、実現不可能な側面が出現するかもしれない。

一般社団法人の目的事業には、従業員の福利厚生等が考えられる。この場合、従業員全員参加は事実上困難であるため、従業員の一部のみを一般社団法人の社員とすることが現実的である。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律においては、1階法人、2階法人であれば特にこれに関する制限がないため認められると解する。

一般社団法人に従業員等持株会と同様の機能を持たせることについての裁決例は今のところない。裁決例が出ているのは、従来の従業員等持株会、取引先持株会に株式を売却、増資した場合において適用する株式評価の論点である。また、特定医療法人関係についての各種取扱いも参考になると思われる。現状においては、これらの裁決例や取扱いを参考にするほかないと思われる。当然、従来までの裁決例と同様、自社株の移転先、つまりは一般社団法人の独立性を高めていくことが重要な検討事項といえる。

一般社団法人の活用はこれまで概観してきたとおり、従来型の自社株対策のデメリットを大幅に改善できるものであり、今後の自社株対策の主流になるのではないかと考える。

（参考文献）
◆金子宏「租税法（第19版）」弘文堂
◆責任編集　関根稔「一般社団法人一般財団法人信託の活用と課税関係」ぎょうせい
◆牧口晴一・齋藤孝一「事業承継に活かす従業員持株会の法務・税務（第2版）」中央経済社